

# 東海学園大学研究紀要に関する規程

平成 15 年 12 月 9 日 大学評議会

平成 23 年 1 月 19 日 大学評議会

平成 24 年 3 月 22 日 大学評議会

(目的)

第 1 条 本学の研究水準向上と、教育の質的充実を期するため、東海学園大学研究紀要（以下、紀要という）を発行する。

(名称)

第 2 条 紀要の名称は、東海学園大学研究紀要（Bulletin of Tokai Gakuen University）とする。

(投稿資格)

第 3 条 紀要に投稿できる者は、本学専任教員とする。ただし、本学非常勤教員または卒業生、元教員で専任教員の推薦のある原稿については、図書館・研究紀要委員会（以下、委員会という）の判断により審査を行い、掲載することができる。

2 共著原稿の場合、本学専任教員が筆頭著者であれば共著者の所属に条件を設けない。

3 1、2 以外の場合でも委員会で認めた場合はこの限りではない。

(研究紀要委員会)

第 4 条 紀要の編集は「東海学園大学各種委員会規程」による委員会が行う。

(出版の基本方針)

第 5 条 紀要は毎年 1 巻、社会科学研究編、人文科学研究編、自然科学研究編を発行する。この他に、大学評議会の企画により特集号を発行することがある。この場合、著者の所属条件を除く。

2 掲載された論文等の著作権は本学に帰属する。

(投稿規程)

第 6 条 紀要の編集のため投稿規程を別に定める。

(事務担当)

第 7 条 事務所轄は図書館とする。

(規程の変更)

第 8 条 本規程および投稿規程の変更は委員会の検討を経て大学評議会が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

# 東海学園大学研究紀要投稿規程

平成 17 年 6 月 14 日 大学評議会

平成 24 年 3 月 22 日 大学評議会

平成 26 年 7 月 16 日 大学評議会

平成 29 年 5 月 24 日 大学評議会

## (目的)

第 1 条 東海学園大学研究紀要（以下、紀要という）に関する規程第 6 条により、紀要の投稿規程を定める。

## (掲載基準)

第 2 条 掲載希望の原稿は、全て未刊行のものであること。掲載の可否は図書館・研究紀要委員会（以下、委員会という）の審査によって決定する。

2 論文の質水準を確保するため、すべての原稿は査読に付す。

3 査読料を支弁することができる。

## (論文等の形態)

第 3 条 紀要に掲載される論文等は、論文 (Article)、研究ノート (Note)、報告 (Research Report)、書評 (Book Review) とする。ただし、執筆者の申し出または委員会の企画により、これ以外の内容の記事を掲載することがある。

## (論文等の形式・執筆要領)

第 4 条 論文等の原稿は和文または英文とし、パーソナルコンピュータのワープロソフト等を用いて作成すること。原稿は A 4 紙に横書きで次のようにする：

[和文の場合] 1 ページ：1 行 40 字で 35 行 (1400 字)。

[英文の場合] 1 ページ：35 行 (ダブルスペースで 1 行の文字数は指定しない)。

2 和文、英文、いずれの場合も余白は上下左右すべて 30mm とする。なお、和文の場合、縦書きもありうる。表題ページは不要。提出の際は、ハードコピー 2 部と電子ファイル (USB フラッシュメモリ、CD-ROM 等に保存したもの) を提出する。

3 原稿は、次の順序で執筆する。

### [和文の場合]

① 表題 (日本語 40 字以内。および英語 40 語以内。) その他、必要に応じて副題をつけることができる。

② 著者名 (日本語および英語)

③ キーワード (日本語および英語でそれぞれ 5 語以内)

④ 要約 (日本語および英語でそれぞれ 10～15 行)

⑤ 本文

⑥ 後注

⑦ 文献表

### [英文の場合]

① 表題 (40 語以内)

② 著者名

③ 要約 (英語で 10～15 行)

④ キーワード (英語で 5 語以内)

⑤ 本文

⑥ 後注

⑦ 文献表

フォントおよびフォントサイズ (pt) は原則以下のようにする：

和/英	標題	著者名	要約とキーワード	本文	注
和文 論文等	和文：ゴシック 18pt 英文：Times 14pt	和文：明朝 14pt 英文：Times 12pt	和文：明朝 10.5pt 英文：Times 10.5pt	明朝 10.5pt	明朝 9.5pt
英文 論文等	ゴシック 18pt	Times 14pt	Times 12pt	Times 12pt	Times 11pt

4 著者（全著者）の所属は原稿 1 ページ目に脚注として記載すること。和文の論文等の場合、所属も和文とする。英文の論文等の場合、所属も英文とする。それ以外の注はすべて本文の後にまとめて記すこと（後注）。また、必要に応じて、謝辞 (Acknowledgements) を和文、英文ともに本文の後、後注の前に挿入できる。

5 文献表：本文中で引用した文献を以下の様式で、著者の ABC 順に記す。同一著者の複数の文献は公表年代順、同年公表の文献は a、b の記号により区別する。なお、本文中では和文の場合、「鈴木 (2002)」、「(山下他, 2010)」等と記し、文献表との整合性を期す。以下、3 件の例を挙げる：

(雑誌等掲載論文) Kennedy, J.F., Washington, G. A., 2003. On the history of international affairs. Am J Politics 201:23-35.

(単行本) 鈴木一郎, 2002. 世界における日本文学の評価. 日本書房.

(単行本の 1 章) 山本二郎, 2001. 食物中の繊維含有量. In: 大山三郎編, 栄養学概論. 美味堂書店. 50-75.

なお、文献表においては、原則、著者（共著者）が 3 名までは、省略せず、全員の名前を記し、それ以上の場合は、3 人目の著者名の直後に（和文の場合）「他」と記し、（英文の場合）半角空白 1 つ空けて “et al.” と記す。

6 英文論文等の場合の文献表も和文の場合に準ずる。

7 注は本文中に右肩小文字で通し番号を (1) (2) (3) のように振る。

8 図表等（図表および写真）は各々通し番号を付け、原則、本文中の関係個所に掲載する。その場合、タイトルをゴシック体で図表等に付ける。

9 論文等は原則 16 ページを上限とする。

10 すべての原稿は原則モノクロとする。論文の内容理解にカラーページ（カラーの図表等）の挿入が必要な場合は、あらかじめ編集委員に申し出ること。

11 校正は 2 回、著者校正は原則として初校のみとする。

(著作権法等の遵守)

第 5 条 既発表文献の直接引用に関する許諾、倫理に関する承認等は著者の責任において取得し、著作権法等を遵守する。

(英文タイトル等の取扱い)

第 6 条 投稿され掲載予定となった和文・英文の論文等に含まれる英文の要約やタイトル、英文本文等について、必要に応じてネイティブスピーカーによる校閲を受けることができる。

2 校閲料を支弁することができる。

(論文等の電子化)

第 7 条 論文等は電子化され、公開される。

2 冊子媒体の作成は行わない。

(抜き刷りの配布)

第8条 執筆者には、本人執筆部分の抜き刷り 30 部を無料で贈呈する。それ以上の部数を必要とする場合は別途費用（自己負担）が発生する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は委員会において検討し、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 従前の編集規程を廃止する。
- 2 この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



